

令和5年3月20日  
全 3 枚

会 員 各 位

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会

平素は、本会の会務運営に際し、格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、山梨県大気水質保全課より、別紙の通り、浄化槽の維持管理と各種手続きに係る周知依頼がございましたので、お知らせ致します。

ご査収宜しくお願い申し上げます。

宅地建物取引業者の皆様方へ

## 浄化槽の維持管理と各種手続きのお願い

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課

貴殿が管理・仲介・売買する住宅等に、トイレの汚水や、台所やお風呂の排水を処理するための「浄化槽」が設置されている場合、浄化槽管理者（※）は責任を持って浄化槽の管理を行うことが必要です。

このため浄化槽法で手続きや維持管理が義務づけられています。

※浄化槽管理者とは：浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの

### 1 浄化槽管理者変更報告書等を提出してください。（浄化槽法第10条の2）

浄化槽が設置された住宅を売買等し、浄化槽管理者が変更となった場合、変更後の管理者は変更の日から30日以内に、「浄化槽管理者変更報告書」（第6号様式）を浄化槽の設置場所市町村に提出する必要があります。

<http://www.pref.yamanashi.jp/download/taiki-sui/suishitsu11.html>

また、浄化槽の使用を開始した場合は、「浄化槽使用開始報告書」（第4号様式）の提出が必要です。

<http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/suishitsu9.html>

### 2 法定検査を受検してください。

- ① 浄化槽を使い始めて3か月が経過した場合には、「法定検査（設置後等の水質検査）」を受けなければなりません。（浄化槽法第7条）
- ② その後も、毎年1回、指定検査機関に依頼して「法定検査（定期的な水質検査）」を受けなければなりません。（浄化槽法第11条）

【山梨県指定検査機関】

一般社団法人 山梨県浄化槽協会

〒400-0054 甲府市西下条町 965

TEL 055-288-1132 FAX 055-288-1131

### 3 保守点検を行ってください。（浄化槽法第10条）

浄化槽を正しく機能させ、良好な状態に保つため、定期的に保守点検を行なわなければなりません。

保守点検は、山梨県知事（甲府市内の浄化槽は甲府市長）の登録を受けた保守点検業者に委託して実施してください。

[http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou\\_ijikannri.html](http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou_ijikannri.html)

### 4 清掃を行ってください。（浄化槽法第10条）

年1回以上、浄化槽の中にたまったスカムや汚泥を抜き取り、浄化槽内の装置を清掃しなければなりません。

清掃は、市町村長の許可を受けた業者に委託して実施してください。

### 5 浄化槽設置者講習会開催のお知らせ

山梨県では、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を行い、浄化槽の適正な維持管理に役立てていただくため、WEB 浄化槽設置者講習会を整備しています。是非、御確認ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/settisyu-kousyuukai.html>



その他、県のホームページに、浄化槽に関する情報を掲載しています。

[http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou\\_ijikannri.html](http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou_ijikannri.html)



#### 浄化槽に関するお問い合わせ先

山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課	TEL 055-223-1511
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0551-23-3090
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0553-20-2739
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 055-240-4141
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0554-45-7811
甲府市環境部環境対策室 環境保全課	TEL 055-241-4312